

浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則の一部を改正する
規則

浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則（平成16年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「であって、自主防犯活動を行うものによる」を「が行う」に改める。

第9条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「別記第3号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（貸付けの制限）

第11条 市長は、貸付けを受けたことがある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、防犯パトロール車の貸付けを制限することができる。

- (1) 防犯パトロール車を自主防犯活動以外で使用した者
- (2) 転貸をした者
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係法令に違反した者

2 市長は、災害等の事由により防犯パトロール車を公用に供する必要が生じたとき又は市長が特に必要と認めたときは、防犯パトロール車の貸付けを制限することができる。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条の見出し中「申込み等」を「申込み」に改め、同条第1項中「原則として使用する日の前日までに、浦安市防犯パトロール車貸付申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければ」を「事前に、浦安市防犯パトロール車貸付申込書（別記第5号様式）を市長に提出するとともに、防犯パトロール車を運転する者の運転免許証、パトロール実施者証及び標章を提示しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適

当と認めるときは、防犯パトロール車を貸し付けるものとする。

第4条を第6条とする。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、登録団体又は前条第5項の規定により貸付けを受けようとする自治会若しくはPTAが次の要件を満たしている場合に、防犯パトロール車を貸し付けることができる。

第3条第2号中「受けていた期間が」を「取得した日から」に改め、同条に次の2号を加える。

- (6) 防犯パトロール車のうち自動車を運転する場合には、原則として2人以上で乗車すること。
- (7) 千葉県警察本部長が交付するパトロール実施者証及び標章を携帯すること。

第3条を第5条とする。

第2条の2の表自動車の項数の欄中「3」を「2」に改め、同表原動機付自転車の項数の欄中「2」を「1」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(登録)

第4条 防犯パトロール車の貸付けを受けようとする団体は、あらかじめ浦安市防犯パトロール車貸付団体登録申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、団体の登録を受けなければならない。

- (1) 千葉県警察本部長が交付する、青色防犯パトロールを適正に実施することができる団体であることの証明書の写し
- (2) 千葉県警察本部長が交付するパトロール実施者証及び標章

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、登録の可否を決定し、浦安市防犯パトロール車貸付団体登録承諾・不承諾通知書（別記第2号様式）により、その結果を当該申込みをした団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の承諾を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、その登録内容に変更が生じたときは、速やかに、浦安市防犯パトロール車貸付団体登録変更届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

4 登録団体は、その登録を廃止しようとするときは、浦安市防犯パトロール

車貸付団体登録廃止届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、自治会及びPTAは、防犯パトロール車の貸付けを受けることができる。

別記第3号様式中「第8条」を「第10条」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第2号様式を削り、別記第1号様式を次のとおり改める。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

浦安市防犯パトロール車貸付申込書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所
申込者 団体名
代表者の氏名
電話番号

防犯パトロール車の貸付けを受けたいので、浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

運転者氏名及び 生年月日(年齢)	氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
	氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
保管責任者				
使用目的				
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
防犯パトロール 車の種類	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車			
備 考				

別記第 1 号様式を別記第 5 号様式とし、同様式の前に次の別記様式を加える。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

浦安市防犯パトロール車貸付団体登録申込書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
申込者 氏 名
電話番号

防犯パトロール車の貸付け団体登録を受けたいので、浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

団体名	
代表者氏名	
活動場所	
活動内容	

第2号様式（第4条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市防犯パトロール車貸付団体登録承諾・不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市防犯パトロール車の貸付団体登録を承諾・不承諾しましたので、浦安市防犯パトロール車の貸付に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 団体登録承諾
- 2 団体登録不承諾
(理由)

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

だし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第4条第3項）

浦安市防犯パトロール車貸付団体登録変更届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

防犯パトロール車の貸付け団体登録を変更したいので、浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

団体名	
代表者氏名	
変更事項	
変更前	
変更後	

第 4 号様式（第 4 条第 4 項）

浦安市防犯パトロール車貸付団体登録廃止届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

防犯パトロール車の貸付け団体登録を廃止したいので、浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

団体名	
代表者氏名	
廃止理由	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前において、自治会又はPTA以外の団体であって既に防犯パトロール車の貸付けを受けたことがあるものは、第4条第3項の登録団体とみなす。